

運営理事会協議結果（議長諮問事項）

【横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について】

改正概要		改正条文（該当ページ）
交付対象の変更	交付対象を「会派」から「会派」又は「議員」の選択制とする。	第1～5条（P 1、2）
領収書等の写しの添付	収支報告書に領収書等の写しを添付し、議長に提出することとする。	第6条（P 2、3）
領収書等の写しの閲覧	領収書等の写しを閲覧に供することとする。 （領収書等の写しの閲覧に当たっては、情報公開条例と同様の取扱いとし、個人情報等は非開示とする。）	第7条（P 3）
施行期日	平成20年4月1日から施行する。 （施行日前に交付された政務調査費については、従前どおりの取扱いとする。）	附則（P 3）

（参考）

1 横浜市会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部改正

改正概要	
交付対象の変更	交付対象の変更に伴い、関係規定を整備する。

2 横浜市会政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部改正

改正概要	
交付対象の変更	交付対象の変更に伴い、関係規定を整備する。
領収書等の写しの添付	領収書等の写しを提出することに伴い、関係規定を整備する。
領収書等の写しの閲覧	領収書等の写しを閲覧に供することに伴い、関係規定を整備する。 （閲覧の開始は、提出期限の翌日から <u>60日（現行14日）</u> を経過した日の翌日とする。）
使途基準	使途基準に事務所費を新たに規定するほか、広報費を広報・広聴費とするなどの改正を行う。

3 横浜市会政務調査費に係る収支報告書の閲覧に関する要綱の一部改正

改正概要	
領収書等の写しの閲覧	領収書等の写しを閲覧に供することに伴い、関係規定を整備する。

新 旧 対 照 表

(名称) 横浜市会政務調査費の交付に関する条例

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、横浜市会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、横浜市会における<u>各会派</u>に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(政務調査費の交付対象)</p> <p>第2条 政務調査費は、議長の定めるところにより、議長へ届出のあった会派（その所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。）<u>に対して</u>交付する。</p> <p>(政務調査費の額及び交付の方法)</p> <p>第3条 <u>前条の会派</u>に対しては、月額550,000円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額を、毎月交付する。</p> <p>2 前項の所属議員数は、<u>毎月1日</u>における会派の所属議員数による。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、横浜市会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、横浜市会における<u>会派又は議員</u>に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(政務調査費の交付対象)</p> <p>第2条 政務調査費は、議長の定めるところにより、議長へ届出のあった会派（その所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。）<u>については会派ごとの選択により会派又は会派の所属議員に対し、会派に所属しない議員については議員に対し、それぞれ</u>交付する。</p> <p>(政務調査費の額及び交付の方法)</p> <p>第3条 政務調査費は、<u>前条の規定により会派に対する交付を選択した会派</u>（以下「<u>交付会派</u>」という。）に対しては、月額550,000円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額を、<u>同条の規定により議員に対する交付を選択した会派の所属議員及び会派に所属しない議員</u>（以下「<u>交付議員</u>」という。）に対しては、月額550,000円を毎月交付する。</p> <p>2 <u>政務調査費は、毎月1日</u>（以下「<u>基準日</u>」という。）に<u>交付会派である会派及び交付議員である議員に</u>交付するものとし、<u>前項の所属議員数は、基準日</u>における会派の所属議員数による<u>ものとする</u>。</p>

3 前項に規定する日以外の日において議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会又は議会の解散があった場合には、これらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、また同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(政務調査費の使途)

第4条 会派は、政務調査費を議長の定める使途基準に従って適正に使用しなければならない。

(代表者及び経理責任者)

第5条 会派には、代表者及び政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第6条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、議長の定めるところにより、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 会派の消滅があった場合は、前項の規定にかかわらず、その会派の代表者であった者は、当該消滅をした日から30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

3 基準日以外の日において議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の会派への入会若しくは所属会派からの脱会又は議会の解散があった場合には、これらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、会派を結成し、若しくは会派が解散した場合又は会派において交付対象を変更した場合も、また同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(政務調査費の使途)

第4条 会派及び議員は、政務調査費を議長の定める使途基準に従って適正に使用しなければならない。

(代表者及び経理責任者)

第5条 交付会派には、代表者及び政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

第6条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、議長の定めるところにより、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し(以下「領収書等の写し」という。)を当該収支報告書に添付し、これを議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 交付会派の消滅があった場合又は交付会派が交付対象を議員に変更した場合は、前項の規定にかかわらず、その交付会派の代表者であった者は、当該事由が生じた日から30日以内に収支報告書等を議長に提出しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第7条 前条第1項の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、議長の定めるところにより、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧を請求することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 政務調査費の交付を受けた議員が交付議員でなくなった場合の収支報告書等の提出は、前項の規定の例による。ただし、交付議員でなくなった事由が死亡による場合にあっては、その相続人その他の一般承継人が収支報告書等を提出するものとする。

5 前項ただし書の場合において、議長は、必要があると認めるときは、収支報告書等の提出に係る期間を延長することができる。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第7条 前条の規定により提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、議長の定めるところにより、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、収支報告書等の一部に横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報が記録されているときは、同条例第8条の規定の例により、当該収支報告書等を閲覧に供するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

議第 号議案

横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部改正

横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年 月 日提出

市会運営委員会委員長名

横浜市条例（番号）

横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

横浜市会政務調査費の交付に関する条例（平成13年2月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「各会派」を「会派又は議員」に改める。

第2条中「に対して」を「については会派ごとの選択により会派又は会派の所属議員に対し、会派に所属しない議員については議員に対し、それぞれ」に改める。

第3条第1項中「前条の会派」を「政務調査費は、前条の規定により会派に対する交付を選択した会派（以下「交付会派」という。）」に改め、「乗じて得た額を、」の次に「同条の規定により議員に対する交付を選択した会派の所属議員及び会派に所属しない議員（以下「交付議員」という。）に対しては、月額550,000円を」を加え、同条第2項中「前項」を「政務調査費は、毎月1日（以下「基準日」という。）に交付会派である会派及び交付議員である議員に交付するものとし、前項に、「毎月1日」を「基準日」に、「所属議員数による」を「所属議員数によるものとする」に改め、同条第3項中「前項に規定する日」を「基準日」に改め、「議員の」の次に「会派への入会若しくは」を加え、「又は会派が」を「会派を結成し、若しくは会派が」に改め、「解散した場合」の次に「又は会派において交付対象を変更した場合」を加える。

第4条中「会派」の次に「及び議員」を加える。

第5条中「会派」を「交付会派」に改める。

第6条の見出しを「（収支報告書等の提出）」に改め、同条第1項中「代表者」の次に「及び議員」を、「作成し、」の次に「当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を当該収支報告書に添付し、これを」を加え、同条第2項中「収支報告書」の次に「及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）」を加え、同条第3項中「会派」を「交付会派」に改め、「あった場合」の次に「又は交付会派が交付対象を議員に変更した場合」を加え、「当該消滅をした日」を「当該事由が生じた日」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 政務調査費の交付を受けた議員が交付議員でなくなった場合の収支報告書等

の提出は、前項の規定の例による。ただし、交付議員でなくなった事由が死亡による場合にあつては、その相続人その他の一般承継人が収支報告書等を提出するものとする。

- 5 前項ただし書の場合において、議長は、必要があると認めるときは、収支報告書等の提出に係る期間を延長することができる。

第7条の見出しを「(収支報告書等の保存及び閲覧)」に改め、同条第1項中「前条第1項」を「前条」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第2項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 議長は、収支報告書等の一部に横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報が記録されているときは、同条例第8条の規定の例により、当該収支報告書等を閲覧に供するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

提 案 理 由

政務調査費の交付対象を会派又は議員の選択制とするとともに、収支報告書の領収書等の写しの添付を定める等のため、横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会政務調査費の交付に関する条例（抜粋）

〔上段 改正案〕
〔下段 現 行〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、横浜市会議員の調査研究に資するため必要な経

費の一部として、横浜市会における 会派又は議員 に対し政務調査費を交付する
各会派

ことに関し必要な事項を定めるものとする。

（政務調査費の交付対象）

第2条 政務調査費は、議長の定めるところにより、議長へ届出のあった会派（そ

の所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。） については会派ごとの選択によ
に対して

り会派又は会派の所属議員に対し、会派に所属しない議員については議員に対

し、それぞれ
交付する。

（政務調査費の額及び交付の方法）

第3条 政務調査費は、前条の規定により会派に対する交付を選択した会派
前条の会派

（以下「交付会派」という。）
に対しては、月額550,000円に当該会派の所

同条の規定により議員に対する交付を選択した会
属議員数を乗じて得た額を、

派の所属議員及び会派に所属しない議員（以下「交付議員」という。）に対し

ては、月額550,000円を
毎月交付する。

2 政務調査費は、毎月1日（以下「基準日」という。）に交付会派である会
前項

派及び交付議員である議員に交付するものとし、前項 基準日
の所属議員数は、
毎月1

—における会派の 所属議員数によるものとする
日 所属議員数による

3 基準日 以外の日において議員の任期満了、辞職、失職、除名若し
前項に規定する日

会派への入会若しくは
くは死亡、議員の 所属会派からの脱会又は議会の解散が
あった場合には、これらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付につ
いては、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合
会派を結成し、若しくは会派が 又は会派において交付対象
併し、 解散した場合
又は会派が

を変更した場合
も、また同様とする。

（第4項省略）

（政務調査費の用途）

及び議員
第4条 会派 は、政務調査費を議長の定める用途基準に従って適正に使
用しなければならない。

(代表者及び経理責任者)

第5条 交付会派
————— には、代表者及び政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

(収支報告書の提出)

第6条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員
————— は、議長の定めるところにより、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、
————— 当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し(以下「領収書等の写し」という。)を当該収支報告書に添付し、これを
—————
を
————— 議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)
————— は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 交付会派又は交付会派が交付対象を議員に変更した場合
————— の消滅があった場合
会派

は、前項の規定にかかわらず、その交付会派の代表者であった者は、
————— 当該事由
会派 当該消滅

が生じた日 収支報告書等
————— から30日以内に
————— を議長に提出しなければならない。
をした日 収支報告書

4 政務調査費の交付を受けた議員が交付議員でなくなった場合の収支報告書等
—————
の提出は、前項の規定の例による。ただし、交付議員でなくなった事由が死亡

による場合にあつては、その相続人その他の一般承継人が収支報告書等を提出

するものとする。

5 前項ただし書の場合において、議長は、必要があると認めるときは、収支報

告書等の提出に係る期間を延長することができる。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

(収支報告書の保存及び閲覧)

第7条 前条 収支報告書等
前条第1項 収支報告書

長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、議長の定めるところにより、前項の規定により保存さ

れている収支報告書等の閲覧を請求することができる。
収支報告書

3 議長は、収支報告書等の一部に横浜市の保有する情報の公開に関する条例（

平成12年2月横浜市条例第1号）第7条第2項に規定する非開示情報が記録

されているときは、同条例第8条の規定の例により、当該収支報告書等を閲覧

に供するものとする。